

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成 3 1 年 3 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 地域再生計画と連動する施策の変更

平成31年度予算による施策等を地域再生計画と連動させるため、地域再生基本方針別表について以下のとおり変更する。

- 施策内容の変更等
 - ・食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の推進支援事業）
 - ・農山漁村振興交付金
- 施策の追加・削除
 - 追加
 - ・地域雇用活性化推進事業
 - 削除
 - ・実践型地域雇用創造事業

2. 地域再生計画と連動する施策についての連動方法の追記

地域再生計画との連動方法を分かりやすくすることで地方公共団体が各種施策を組み合わせ活用しやすくなるよう、地域再生基本方針別表において、各施策が以下のいずれの方法により連動するかを明記する。

- ①地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる。
- ②地域再生計画の認定を受けた場合、採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの特別な支援が受けられる。
- ③地域再生計画の認定を受けた場合、優先採択や加点措置などの重点的な支援が受けられる。
- ④その他の方法により連動する。